

福井市営住宅等の広告設置及び募集に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間事業者の市営住宅等への広告設置及びその募集について、福井市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集内容等)

第2条 広告を掲示することができる市営住宅等、広告料、その他広告募集の内容等は、別記仕様書で定めるところによる。

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集は、案内の送付並びに市政広報及びホームページの掲載により行う。

(目的外使用許可)

第4条 市営住宅等に広告を設置しようとする民間事業者は、行政財産目的外使用許可申請書（別記様式）を市長に提出して、その許可を得なければならない。

(広告設置契約)

第5条 市長は、前条の許可を受けた民間事業者と当該市営住宅等に係る広告設置契約を締結するものとする。

(目的外使用料等の納付)

第6条 前条の広告設置契約を締結した民間事業者（以下「広告主」という。）は、別記仕様書に定める目的外使用料及び広告設置料（以下この条において「目的外使用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額は切り捨てた額とする。

2 前項の目的外使用料等は、前納とする。

(広告主の責務)

第7条 広告主が設置した広告に係るサービスの提供等は、信義に従い誠実にこれを行わなければならない。

2 広告主が設置した広告により市営住宅等の入居者又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と負担においてこれを解決しなければならない。

- 3 広告主が設置した広告により市営住宅等の入居者、本市その他第三者に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 広告主は、広告を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(協議)

第8条 この要領に定めのない事項については、本市及び民間事業者が協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月8日から施行する。